

認定証の更新は

8月1日から受け付けします

○国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の方が入院した時、「限度額適用認定証」(70歳以上で市民税非課税の世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、入院時の医療費の減額などが受けられます。

現在、認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日までなので、改めて手続きが必要になります。

持参するもの

- ・印かん(ゴム印を除く)
- ・国民健康保険者証
- ・入院日数のわかる領収書など(市民税非課税世帯で90日以上入院の場合のみ)

※「限度額適用認定証」は、国保税の滞納がない世帯が対象となります。

○後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、世帯全員が市民税非課税の場合、入院時の食事代の減額などが受けられますが、認定証が必要ですので、窓口で申請してください。

現在、認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日までなので、改めて手続きが必要になります。

持参するもの

- ・印かん(ゴム印を除く)
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・入院日数のわかる領収書など(90日以上入院の場合のみ)

認定書の交付・更新には、申請が必要で、入院が決まったら、入院前に手続きをしましょう。

☎ 保険年金課(472・648)・各総合支所市民生活課・各支所

国民年金保険料の免除申請はお早めに!!

国民年金に加入している方で、病気やケガ、失業などの理由で保険料を納めることが困難な方は、所得により保険料が免除される制度(全額免除・半額免除など)や30歳未満の方には、若年者納付猶予制度があります。

免除や納付猶予を希望する方は、平成20年度(平成19年中)の所得の申告を済ませ、早めに申請手続きをしてください。

※平成20年度の免除期間は、平成20年7月分から平成21年6月分までですので、7月1日以降に申請をしてください。

☎ 石巻社会保険事務所 ☎22-5117
・保険年金課(内線256・257)
・各総合支所市民生活課・各支所

国民健康保険加入の皆さんへ …簡易申告はお済みですか?

国保加入世帯の中に、1人でも未申告の方がいると、保険料の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなります。

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主(本人自身が国保に加入していない場合も含みます)と国保に加入している世帯全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(1人ひとりにかかる額)と平等割額(世帯ごとにかかる額)が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

- ①平成19年中に収入のなかった方(平成19年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含まれます)
 - ②平成19年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です)
 - ③平成19年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など
- ※すでに税務署や市役所、各総合支所、国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。
- ☎ 保険年金課(内線249・275・649)・各総合支所市民生活課

電源地域の企業立地支援制度

電源地域の振興を図ることを目的に、企業に対する優遇制度があります。

○原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金
平成20年4月1日以降、市内に工場、事業所などを新設または増設し、電力会社との新規契約・変更契約などを行った場合、支払った電気料金が対象となります。

【主な要件】

- ・新設に伴い、電気の供給が開始していること
- ・増設に伴い、契約電力が継続して増加していること
- ・新設または増設に伴い、雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加することなど

【募集時期】 10月ごろ

※平成20年4月1日から9月30日までの電気料金の支払い分が対象となります。

☎ 企業立地推進課(内線619)・財団法人電源地域振興センター ☎03-5405-8113

後期高齢者医療保険料の納入通知書をお届けします

後期高齢者医療に加入している方には、平成19年中の所得に基づき、加入者ごとに保険料の計算(確定賦課)を行い、7月中旬に平成20年度保険料決定通知書および納入通知書を郵送します。

保険料の納付方法は、直前に加入していた医療保険によって異なります。

- ①国民健康保険(国民健康保険組合を含む)に加入されていた方で、4月からの特別徴収(年金天引き)とならなかった場合は、7月から普通徴収(納付書などによる納付)となります。
 - ②社会保険(サラリーマンが加入する健康保険組合、共済組合など)にご本人が加入していた場合は、7月～9月は普通徴収となり、10月からは特別徴収または引き続き普通徴収となります。
社会保険の被扶養者だった方は、9月までは保険料の納付は必要なく、10月から平成21年3月までは、半年分の均等割額の1割(1,900円)を特別徴収または普通徴収で納めていただきます。
 - ③障害認定を受けていた方は、7月～9月は普通徴収となり、10月からは特別徴収または引き続き普通徴収となります。
- ※納入通知書が届かない場合、または不明な点がありましたら、お住まいの地区の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。

☎ 保険年金課(内線649・249・275)・各総合支所市民生活課

第4回

石巻市統計グラフコンクール

作品募集

統計は身近なできごとや社会の動き、自然現象などを数字にまとめたもので、それをわかりやすく見せるのが統計グラフです。

皆さんも身近な統計をグラフで描いてみませんか？
楽しい作品をお待ちしています。

◇応募資格

- 第1部 小学1・2年生
 - 第2部 小学3・4年生
 - 第3部 小学5・6年生
 - 第4部 中学生
 - 第5部 高等学校以上の生徒・学生および一般
- パソコン統計グラフの部
小学生以上

◇募集期限

8月27日(水)

詳細は、お問い合わせください。



あなたの周りにいませんか？

～市政功労者候補者推薦のお願い～

長年にわたり地域の清掃や奉仕活動に熱心に取り組んできた、作品や指導を通して文化の素晴らしさを伝えてきた、スポーツ振興に尽力したなど、その功績が特に優れ、郷土の誇りとして認められる方を、市政功労者として表彰します。

皆さんの周りにいる、すばらしい方を、ぜひ、ご推薦願います。

◇対象(おおむね12年以上のもの)

- ・市民の健康増進、衛生思想の普及発達に尽力した方
- ・産業の振興発展に尽力した方
- ・社会福祉事業に尽力した方
- ・道路の愛護、公園広場の整備その他の建設事業に尽力した方
- ・芸術文化やスポーツの興隆に多大な功績のあつた方
- ・篤行者で一般の模範となる方など

◇推薦方法

個人または各団体(町内会や組合など)からの内申が必要で、必要事項を書類に記入し、提出してください。

書類は、本庁関係課・総合支所関係課・各支所・秘書課にあります。市ホームページからも印刷できます。

◇提出先 市役所各関係課

◇提出部数 各2部(1部コピー可)

◇提出期限 8月1日(金)

秘書課(内線206・207・208)

各種統計調査に

ご協力ください

▼家計調査

国民生活の実態を明らかにするための調査です。調査の結果は、国民生活の実態を把握するものとして広く利用されています。

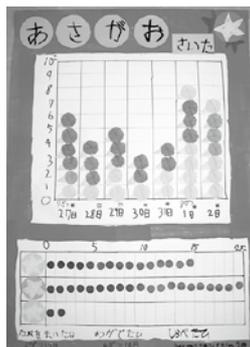
県統計課 ☎022・211・2455

▼労働力調査

15歳以上の方の就業状態を調べる調査です。調査の結果は、経済対策や雇用失業対策に役立てられます。

▶昨年の入賞作品 第1部市長賞「あさがおさい」

向陽小学校 木村 美央さん
総合政策課(内線454)



▼毎月勤労統計調査

労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変化を明らかにするものです。常用労働者を5人以上雇用している事業所は毎月、4人以下の事業所は年に一度調査しています。雇用保険法に基づく基本手当日額や労働基準法に基づく休業補償額改定のための法定資料となります。

※いずれの調査も、調査員が伺います。ご協力をお願いします。

県統計課 ☎022・211・2459

『木造住宅耐震診断』助成事業

「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、木造住宅の耐震診断を行い、耐震対策を支援します。

対象建築物は次の条件をすべて満たすもの
建築物 在来軸組工法による木造の個人住宅(一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造が丸太組構法およびプレハブ構法の住宅や、用途がアパート、長屋は対象外)

規模 3階建て以下

建築時期 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

費用負担 延べ面積により負担額が異なります。

(例)延べ面積200㎡以下の場合8,000円

調査日 診断士と調整し、通知します。

申込期限 12月19日(金)まで

平成20年度予定募集戸数 90戸

『木造住宅耐震改修工事』助成事業

耐震改修工事などに要する費用の一部を助成します。

対象建築物 先に実施した改修計画等助成

事業による耐震精密診断および木造住宅耐震診断助成事業の総合評点が1.0未満の住宅で、耐震工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅または建て替え工事を実施する住宅。

補助金額

・耐震化工事に要する費用の4/9以内(限度額40万円)

・避難弱者住宅の耐震化工事に要する費用の1/6以内(限度額15万円)

※12月10日(水)までに工事が完了するもの

平成20年度予定募集戸数 35戸

危険ブロック塀等除却事業

危険度の高いブロック塀などの除却費用の一定額と除却跡地に軽量の塀などの設置費の一部を助成します。

除却補助対象 次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の組積造の塀並びに門柱の除却費用

・道路に面しているブロック塀など道路の高さから1m(擁壁上の場合は0.6m)以上のもの

・当市が行ったブロック塀等実態調査にお

いてA判定以外もの。

・除却して再びブロック塀などを築造する場合は、建築基準法施行令に定める構造基準に適合すること。

補助金額 1㎡当たり4,000円を乗じて算定した額(限度額15万円)

フェンス等設置補助対象 除却跡地にコンクリートブロック造およびコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの。

・生け垣を設置する場合は1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などにより適切に固定できるもの

・フェンスや板塀などを設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上のものとし、基礎を設置するなどして適切に固定できるもの。

補助金額 補助率は、設置費用の1/3以内。

・限度額は、除却延長に4,000円を乗じた額または100,000円(最大25m)のいずれか低い額。

申込期限 12月19日(金)まで(平成21年2月までに工事が完了するもの)

建築指導課(内線541・542・543)